

五戸町の未来を創る起業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、地域の産業振興及び雇用拡大を図り、若年層に町への回帰を促すとともに、地域経済を活性化させることを目的として、町内で新たに起業する者に対し、当該年度の予算の範囲内で五戸町の未来を創る起業支援金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「起業」とは、個人事業の開業届出又は法人の設立登記することをいう。ただし、町内に主たる事務所の所在地を有しなければならない。
- (2) 「起業する者」とは、起業をし、その代表者となる者をいう。
なお、法人役員が個人で新たに法人若しくは個人事業を開始する場合、又は個人事業主が新たに法人を設立する場合は、実施する事業が、既存の法人・個人が行う事業とは明確に異なる新たな事業とみなされなければならない。
また、新たな法人設立において、みなし大企業となる場合は、起業する者に含めない。
- (3) 「みなし大企業」とは、発行済み株式総数又は出資金の2分の1以上を1つの大企業が所有している企業、又は発行済み株式総数又は出資金の3分の2以上を複数の大企業が所有している企業をいう。
- (4) 「主たる事務所の所在地」とは、個人事業の開業届出又は法人の設立登記の際に記載した住所のことをいう。ただし、住所と事務所が異なる場合は、事務所に係る公共料金等の領収書等に記載されている住所をいう。
- (5) 「移住」とは、他の地域から移り住むことをいう。
- (6) 「移住者」とは、町内に移住した者をいう。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての事項に該当する者、又はその他町長が認める者とする。

- (1) 起業する者であること。
- (2) 町が実施する他の起業・創業等に係る支援補助金及び交付金等の適用を受けていないこと。
- (3) 法令順守上の問題を抱えていない者であること。
- (4) 申請を行う者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力でなく、かつ反社会的勢力との関係を有していない者であること。

(交付対象事業)

第4条 交付対象者の営む事業は、次に掲げる全ての事項に該当する事業、又はその他町長が認める事業とする。

- (1) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。
- (2) 主たる事務所に代表者を含めて1人以上が勤務し営む事業であること。
- (3) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業でないこと。

(交付金の額)

第5条 交付する交付金の額は、30万円とし、次の各号に定める事項に該当する加算金の額を加えた総額とする。

- (1) 起業する者が移住者である場合、20万円を加算する。ただし、町が実施する他の移住関連支援策による補助金・交付金等を得る場合は、加算されない。
- (2) 町内の空き家・空き店舗等を利用した起業の場合、50万円を加算する。

(交付金の交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、五戸町の未来を創る起業支援金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 開業届出又は法人の設立登記の事実が分かる書類
- (2) 町税に滞納がないことを証明する書類、及び移住者の場合は移住前の市区町村税に滞納がないことを証明する書類
- (3) 個人の場合は住民票抄本、法人の場合は法人の登記事項証明書、及び起業する者の住民票抄本
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請書等の提出を受けた場合は、書類の審査により、交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、交付又は不交付を決定するものとする。

2 町長は、交付金の交付の決定をする場合において、交付金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

- 3 町長は、交付金の交付を決定したときは、速やかに決定内容及び条件を付したときはその条件を、五戸町の未来を創る起業支援金交付決定兼確定通知書（様式第2号）にて当該申請者に通知するものとする。
- 4 町長は、交付金の不交付の決定をしたときは、速やかに五戸町の未来を創る起業支援金不交付決定通知書（様式第3号）にて当該申請者に通知するものとする。

（交付金交付申請書の取下げ）

第8条 前条の規定により交付金の交付の決定を受けた者（以下「事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、若しくはその他の理由により交付金交付の申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

（交付金の請求）

第9条 事業者は、第7条第3項の規定による通知を受け、交付金の交付を受けようとするときは、五戸町の未来を創る起業支援金請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（交付金の取消し）

第10条 町長は、事業者が交付金の交付の決定内容若しくはこれに基づく町長の処分違反したとき、又は虚偽の申請その他不正な行為があったときは、交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付金の交付の決定があった後においても適用できるものとする。

（交付金の返還）

第11条 町長は、交付金の交付の決定を取消した場合において、既に交付金の交付がされているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則（令和2年 五戸町告示第132号 令和2年11月2日告示）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年 五戸町告示第76号 令和3年6月1日告示）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和6年 五戸町告示第48号 令和6年4月1日告示）

この要綱は、告示の日から施行する。